

東郷町社会福祉協議会居宅介護支援事業所のご紹介 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東郷町指定 第2375000037号)

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

また、当事業所では、介護保険法令に基づく居宅介護支援サービスを提供します。この居宅介護支援サービスを提供するにあたり、原則として介護保険の要介護認定で、要支援・要介護状態と認定された方が対象となります。

1、事業者

名 称	社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会
所 在 地	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地90
電話番号	0561-37-5411
代 表 者	会 長 近藤 秀己
設立年月日	昭和59年8月27日

2、事業所の概要

事業の種類	居宅介護支援(平成12年4月1日開設)
事業の種類目的	要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な居宅介護支援を提供する。
事業所の所在地	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地90
電話番号	0561-38-4109
管理者氏名	石川 和代

3、サービスの目的

このサービスは、介護保険制度を利用される皆様を対象に、様々な障害を抱えながらも在宅でいきいきと暮らし、家族の方も安心して過ごせるように相談に応じ、ご希望に合わせたサービスを考える「居宅サービス計画」の作成などを行うことを目的としています。

4、事業所の職員体制

皆様のご相談に応じる職員として介護支援専門員を配置しサービスを担当します。

職 種	員 数	区 分				常勤換算後の員数	事業所の指定基準	保有資格の内容
		常 勤		非 常 勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管 理 者	1	1	0			0.5	1	主任介護支援専門員 兼介護支援専門員
介護支援専門員	5	3	0	2		3.99	1	管理者を含む。主任介護支援専門員2名、介護支援専門員3名

5、営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(ただし、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

* 休業日及び営業時間外は電話にて対応しております(24時間対応体制)。

6、サービスの提供方法や内容

- (1) 皆様が「要介護認定」を受けるための申請のお手伝いをします。
- (2) 皆様が心身の状況、生活環境、ご家族を含めたご希望を伺い、居宅サービス計画を作成します。
- (3) この居宅サービス計画によるサービスが適正に実施されるように、サービス事業所の調整などを行います。
- (4) 居宅サービス計画の実施後においても、皆様やサービス事業者などとの連絡を継続的に行うとともに、必要に応じ実施状況の把握や居宅サービス計画の変更を行います。
- (5) 居宅サービスを提供する居宅サービス事業所を複数紹介することも可能です。
また、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由を説明します。
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (6) その他、介護保険に関する相談などに応じます。

7、利用料及びその他の費用

下記の費用をはじめ利用料は介護保険から給付され原則として無料です。(保険料の滞納などの理由により償還払いや一部負担の適用のある方は、一定額の負担が生じます。)
その他の費用として、地域外の方で交通費(1kmあたり37円)の実費を頂く場合があります。

特定事業所加算(Ⅲ) 要介護1-2 14,681円 要介護3-5 18,068円 初回加算 3,126円
入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,605円 入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,084円
退院・退所加算(Ⅰ)イ カンファレンス無 4,689円 退院・退所加算(Ⅰ)ロ カンファレンス有 6,252円
通院時情報連携加算521円 ターミナルケアマネジメント加算4,168円

8、通常の事業の実施地域

東郷町内を実施地域とします。

9、秘密の保持

サービスを提供する中で皆様からお聞きする個人の情報は、皆様の了解(同意)なしに他へ漏らすことはありません。

10、記録の整備

居宅介護支援サービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存します。

11、緊急時の対応方法

ご本人の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともに緊急連絡先に連絡します。利用者は主治医について変更があった場合はお知らせ下さい。また、ご本人の入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお知らせ下さい。

協力医療機関	東郷町国民健康保険東郷診療所 (東郷町大字諸輪字北山158-90) 所長 久保奈津子
--------	--

12、損害賠償保険への加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	賠償責任
補償の概要	対人・対物責任等

13、苦情などの対応

サービスについてご不満がある場合や、事故が発生した場合は、営業時間内に下記の問い合わせ相談窓口へご相談下さい。迅速に対応致します。

(1) 当事業所における苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどのサービス利用に関する相談等

苦情相談窓口 受付時間	係長 早川 孝志 月曜日～金曜日まで(祝祭日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分まで 電話 0561-38-4109
----------------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

東郷町役場 福祉部 高齢者支援課	住所 東郷町大字春木字羽根穴1番地 電話 0561-56-0735 月曜日～金曜日まで(祝祭日・年末年始を除く)
------------------------	--

愛知県国民健康 保険団体連合会 (介護サービス 苦情相談受付 窓口)	住所 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870 月曜日～金曜日まで(祝祭日・年末年始を除く)
--	--

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者 石川 和代
説明者 介護支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏 名 印

署名代行者(利用者との関係)
住所
氏 名 印